

東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業について（平成 26 年度新規）

1 事業目的

救急医療機関等に搬送又は自ら受診した自殺未遂者等について、区市町村の自殺対策・福祉保健等関係部署、精神科診療所・病院及びその他民間団体を含む各種専門機関等（以下、「支援機関等」という。）や自殺未遂者本人等との調整を行い、地域の継続した支援に繋げることで自殺の再企図を防ぐことを目的とする。

2 実施主体

東京都

3 実施方法

自殺未遂者等に対する支援の調整をおこなう「連携支援機関」の運営について、自殺念慮者等への直接支援等のノウハウ・実績がある専門団体に委託して実施する。

4 事業実施時間帯（予定）

日中（9時から 17 時）、無休

5 事業内容

（1）自殺未遂者等への支援

- ・ 連携支援機関は、救急医療機関等に搬送された（自ら受診したのものも含む）自殺未遂者等について、救急医療機関から情報提供を受ける。
※ 救急医療機関等において、連携支援機関等への情報提供に同意が取れた自殺未遂者が本事業の対象
- ・ 自殺未遂者に連絡を取り、状況やニーズなどを確認した上で、区市町村の保健所管部署等をはじめとする地域の支援機関等と調整を行い、必要な支援に繋ぐ。
- ・ 支援を行うに当たり、必要に応じて、未遂者の家族や関係者との調整を行う。
- ・ かかりつけ医との調整や受診先又は入院先等の調整を行う。
- ・ 状況に応じて、自殺未遂者の支援機関の窓口や受診先医療機関への同行支援を行う。

（2）救急医療機関や支援機関等からの相談等に対応

- ・ 各支援機関からの自殺未遂者等に関する相談等に対して、支援に係る情報提供や対応についての助言を行う。